

派遣許可申請・更新申請・派遣事業報告書等に関連する支援

2023年4月1日改定

渡辺社会保険労務士事務所

以下の派遣事業運営に関する、各支援報酬額は
「顧問契約等報酬価格表」をご参照ください。

A 派遣事業を継続するためには、次の手続きが必要です。

当事務所では、いずれの手続きに関しても書類作成から届出まで受託しております。

- 1 派遣事業許可申請
- 2 派遣事業更新申請(初回は3年後、2回目以降は5年ごと)

B 次の手続きは**毎年発生**します。

- 1 労働者派遣事業収支決算報告
- 2 関係派遣先派遣割合報告書
- 3 労働者派遣事業報告書(年度報告)(6月1日現在の状況報告)
- 4 同一労働・同一賃金に関する労使協定書の作成(上記3項の報告書に添付必要です)
(業種別の平均賃金が変わるため、毎年3月末までに作成が必要です)

C 労働局による定期指導に対する対応(事前・事後)

定期的に労働局による、事業の適正な運用についての立入指導があります。

適切な書類整備支援や、立入での指導・指摘事項に対する対応についての支援を致します。

D 派遣事業を管理・運営するための

相談・説明会・研修会・キャリアコンサルティングなどを承ります。

- ・ 様式提供および、説明会
- ・ コミュニケーション研修(ロールプレイング含む)
- ・ プレゼンテーション研修
- ・ タイムマネジメント研修
- ・ メンタルヘルス 新入社員・一般社員研修
- ・ メンタルヘルス 管理職研修
- ・ 社員に対するキャリアコンサルティング